

◎新潟県告示第1429号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年12月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃止年月日
トモエ薬局	上越市中央1-12-11	平成24年11月1日
イヌイ薬局	佐渡市小木町2033	平成24年10月31日
桂医院	新発田市御幸町1-2-21	平成24年10月31日
伊藤皮膚科内科医院	村上市堀片2番50号	平成24年11月8日
川口歯科医院	長岡市東川口1979-420番地	平成24年10月5日